

地方税に係る理由附記について

地方税における行政手続法の適用関係①(現行)

第7回納税環境整備
小委員会(H22.4.28)
総務省提出資料

【地方団体が行う処分等】

行政手続法の規定	行政手続法の適用関係	行政手続条例等の一般的な適用関係	地方税における具体例
行政手続法上の適用除外 (行手法3条)			<ul style="list-style-type: none"> ・地方税の犯則に関する法令に基づいて行われる処分及び行政指導(行手法3①六) ・質問検査権の行使等、情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導(同十四) ・不服申立てにおける処分及び行政指導(同十五・十六)
申請に対する処分 (行手法2章(5条～11条))	○適用除外 (行手法3条③)	○適用除外(税条例において規定)	・更正の請求、徴収猶予の申請 等
不利益処分 (行手法3章(12条～31条))			・更正、決定、徴収猶予の取消し 等
行政指導 (行手法4章(32条～36条))			<ul style="list-style-type: none"> ・修正申告の勧奨、記帳指導、納付の勧奨 等
届出 (行手法5章(37条))	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 地方公共団体の機関がする処分(その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているもの)等については、一般的に各地方公共団体が定める行政手続条例等が適用されている。 </div>	○原則適用	・納税義務者による申告書の提出 等

※ 各地方公共団体においては、行政手続法第3条第3項により適用除外とされた処分等に関する手続について、行政手続法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない(行手法46)こととされている。

地方税における行政手続法の適用関係②(現行)

第7回納税環境整備
小委員会(H22.4.28)
総務省提出資料

【総務大臣が行う処分等】

行政手続法の規定	行政手続法の適用関係	地方税における具体例
行政手続法上の適用除外 (行手法3条)		<ul style="list-style-type: none"> ・地方税の犯則に関する法令に基づいて行われる処分及び行政指導(行手法3①六) ・質問検査権の行使等、情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導(同十四) ・不服申立てにおける処分及び行政指導(同十五・十六)
申請に対する処分 (行手法2章(5条～11条))	○適用除外(地方税法18条の4①)	・軽油引取税に係る元売業者の指定 等
不利益処分 (行手法3章(12条～31条))		・軽油引取税に係る元売業者の指定の取り消し 等
行政指導 (行手法4章(32条～36条))	○原則適用 ○次の規定を適用除外(地方税法18条の4②) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 行政指導に係る書面の交付(行手法35②) ➤ 複数の者を対象とする行政指導(行手法36) 	・軽油引取税に係る元売業者の指定等に際して行われる行政指導 等
届出 (行手法5章(37条))	○原則適用	・固定資産税に係る大臣配分資産の申告

行政手続法(抄)

(適用除外)

第三条 略

2 略

3 第一項各号及び前項各号に掲げるもののほか、地方公共団体の機関がする処分(その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。)及び行政指導、地方公共団体の機関に対する届出(前条第七号の通知の根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。)並びに地方公共団体の機関が命令等を定める行為については、次章から第六章までの規定は、適用しない。

(地方公共団体の措置)

第四十六条 地方公共団体は、第三条第三項において第二章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

地方税法(抄)

(地方税の賦課徴収に関する規定の形式)

第三条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

地方税の主な不利益処分の件数

(単位:件)

		処分	根拠規定	件数	
不利益処分	課税	賦課決定	法151、法319、法364等	約2億1,800万件	(※1)
		加算金の賦課決定			
		過少申告加算金	法72の46①、法144の47①等	15,125	(※2)
		不申告加算金	法72の46②、法144の47②等	12,559	
	重加算金	法72の47、法144の48等	60,043		
徴収	差押え	法68、法167等	219,225	(※3)	

(注) 平成20年度の計数。調査により把握している項目のみ計上している。

(※1) 地方税については、全体の課税件数のうち、9割以上が賦課課税されている。

(※2) 「加算金の賦課決定」は、法人事業税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車取得税、道府県たばこ税、道府県民税(利子割、配当割、株式等譲渡所得割)及び道府県法定外普通税の合計。

(※3) 「差押」は、道府県税(個人の道府県民税を除く)の合計。

納税通知書等に関する条文(地方税法)

第7回納税環境
整備小委員会
(H22.4.28)
総務省提出資料

(用語)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五 略

六 納税通知書 納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となつた法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するものをいう。

七～十四 略

2～4 略

(個人の市町村民税の普通徴収の手続)

第三百十九条の二 個人の市町村民税を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合において納税者に交付する納税通知書には、所得割額及び均等割額の合算額から第三百二十一条の四第一項の給与所得に係る特別徴収税額(二以上の特別徴収義務者に徴収させている場合においては、その合計額とする。次項において同じ。)並びに第三百二十一条の七の四第一項の年金所得に係る特別徴収税額及び第三百二十一条の七の八第一項の年金所得に係る仮特別徴収税額の合算額を控除した額並びにこれらの算定の基礎を記載しなければならない。

2及び3 略

(固定資産税の徴収の方法等)

第三百六十四条 固定資産税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

2 固定資産税を徴収しようとする場合において納税者に交付する納税通知書に記載すべき課税標準額は、土地、家屋及び償却資産の価額並びにこれらの合計額とする。

3 市町村は、土地又は家屋に対して課する固定資産税を徴収しようとする場合においては、総務省令で定めるところによつて、次の各号に掲げる固定資産税の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した文書(以下「課税明細書」という。)を当該納税者に交付しなければならない。

一 土地に対して課する固定資産税 当該土地について土地課税台帳等に登録された所在、地番、地目、地積及び当該年度の固定資産税に係る価格

二 家屋に対して課する固定資産税 当該家屋について家屋課税台帳等に登録された所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び当該年度の固定資産税に係る価格

4～10 略

国税の主な不利益処分の件数

(単位:件)

		処分	根拠規定	件数	
不利益処分	課税	加算税の賦課決定	通32①②、33③		
		過少・無申告加算税	通65①、66①	325,203	
		不納付加算税	通67①	325,154	
		重加算税	通68①	57,814	
			税額等の更正・決定	通24、25、26	12,136
			青色申告の承認の取消し	所150①、法127①	(59,587)
	徴収		督促	通37	1,925,262
			納税の告知	通36	243,705
			充当	通57	164,445
			差押え	徴47①	93,437
			換価代金等の配当	徴133	54,462
			交付要求(参加差押え)	徴82①	30,574
			公売公告	徴95①	2,776
			繰上請求	通38①	586
		第二次納税義務者に対する告知	徴32①	180	
		延納・物納の許可の取消し	相39②⑨、48②③	171	
対申請に 処分に		納税の猶予の不許可	通47②	789	
		延納・物納の不許可	相39②、42②	111	

(※1)

(※2)

(※3)

(※4)

(注)平成20事務年度の計数。ただし、相続税については平成19事務年度の計数。

(※1)「加算税の賦課決定」は、所得税、法人税、相続税、贈与税及び消費税の合計。なお、申告所得税については人員ベースの計数(重加算税と過少申告加算税の賦課があった場合には、重加算税分についてのみ1件としてカウント)、相続税・贈与税については相続人・受贈者ベース、法人税及び消費税については延べ件数ベースの計数(重加算税と過少申告加算税の賦課があった場合には、それぞれ1件としてカウント)である。

(※2)「税額等の更正・決定」は、所得税(着眼を除く実地調査)、法人税(実地調査)、相続税及び贈与税の合計で、一部減額改正を含む。

(※3)個人(88)及び法人(59,499)の合計だが、法人については2期連続で無申告であるなど、ほとんどが課税調査に基づかない取消し。

(※4)「納税の猶予の不許可」は、サンプル調査に基づく推計値。

条例等に基づく地方公共団体の処分等が
行政手続法の適用除外とされている趣旨

「逐条解説 行政手続法」(総務省行政管理局)

第3条第3項の解説部分より抜粋

(趣旨)

本条第3項は、地方公共団体の機関が行う処分等のうち、法律の規定に基づいて行うものについては本法を適用することになるが、その他の処分等については、地方自治への配慮の観点から、本法に定める手続を適用することを避け、地方公共団体において本法の趣旨にのっとり必要な措置を講ずるよう努める(第46条)こととしたものである。